

原子力規制庁組織令 参照条文

- 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄） …… 1
- 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（抄） …… 1

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2～5（略）

6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

7・8（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2（略）

3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4（略）

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（抄）

（原子力規制庁）

第二十七条（略）

2～5（略）

6 原子力規制庁の内部組織については、国家行政組織法第七条第七項の規定にかかわらず、同条第三項、第四項及び第六項並びに同法第二十一条第一項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第七条第六項及び第二十一条第五項中「省令」とあるのは、「原子力規制委員会規則」と読み替えるものとする。